省　令

○国土交通省令第二十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）及び職業安定法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第五十一号）の施行に伴い、船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（求人の申し込みを受理しないことができる場合）	（求人の申し込みを受理しないことができる場合）
第三条　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第三条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第一号から第三号までに掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合	一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第二項第一号から第三号までに掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第二十八条の規定による報告の求め（以下この条において「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
二　求人者が令第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合	二　求人者が令第二項第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十条の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
三　求人者が令第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合	三　求人者が令第二項第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）

附　則

この省令は、令和二年三月三十日から施行する。